

<平成22年>

#### 聴覚障害者に対する宿泊拒否事案

聴覚障害を有する被害者から被害の申告があり，調査を開始した事案である。申告内容は，旅館へ宿泊の申込みをしたところ，聴覚障害を有することを理由に宿泊を拒否されたというもの。

調査の結果，同旅館は，被害者からの申込みについて，火災や地震などの緊急事態の際，聴覚障害を有する被害者が安全に宿泊するための体制が整っていないことからこれを断ったが，被害者に対し十分な説明がなされていなかったことが認められた。そこで，被害者と旅館の話し合う場を設けて旅館から本件経緯について説明したところ，被害者は旅館の説明に理解を示すに至った。（措置：「調整」）

<平成23年>

#### 事例1 身体障害を理由とする不当解雇事案

身体障害を有する被害者から被害の申告があり，調査を開始した事案である。内容は，勤務していた会社から障害を理由に不当に解雇されたというもの。

調査の結果，同社は，被害者の有する障害により業務に具体的な支障が生じていないにもかかわらず，被害者が採用面接の際に障害を有していることを告げなかったことを理由として，同人を解雇した事実が認められた。

そこで，法務局は，同社の代表取締役に対して，合理的な理由のない本件解雇行為を深く自戒するとともに，障害者の雇用に関する理解を深め，再発防止に努められたい旨勧告した。（措置：「勧告」）

#### 事例2 商業施設における身障者用トイレの不備事案

車椅子を使用する被害者から被害の申告があり，調査を開始した事案である。内容は，商業施設内に設置された身障者用トイレの扉の開閉に不備があり，安心して利用できないので，同施設に対し改善を申し入れたが，何ら対策を講じてもらえないというもの。

調査の結果，本件施設は，「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に照らしても，直ちに当該トイレを改修する義務があるとまではいえないが，同施設も身障者用トイレの改善の必要性については認識していることが認められた。

そこで，法務局から，同施設に対して，障害者が安心して利用できるよう改善を求める旨要請したところ，同施設からは，当該トイレの改善を早急に検討するとの意向が示され，被害者も施設の意向に理解を示すに至った。（措置：「調整」）

<平成24年>

#### 身体障害者に対する美容室における施術拒否

車椅子を利用していることを理由に美容室における施術を拒否されたとして、法務局に電話相談がされた事案である。

法務局が本件美容室に事情を聴取したところ、美容室側は、車椅子利用者に対する施術を一律に拒否することはないが、この被害者については、施術中の怪我の危険性を考慮して拒否をしたとの説明があった。法務局は、両者の言い分を踏まえて、被害者の障害状況等の個別事情に合わせた解決を検討することとし、付添人による補助や来店時間の調整等により危険を回避する方策を美容室側に提案したところ、美容室側は、法務局の提案に理解を示し、被害者もこれを了承したため、当該方策の下において、被害者は、本件美容室の利用が可能となるに至った。(措置:「調整」)

<平成25年>

障害者に対する音楽教室の見学申込みの拒否

脳に障害があることを理由に自分の子が音楽教室の体験入学の申込みを断られたとして、母親から法務局に電話相談がされた事案である。

法務局が本件音楽教室から事情を聴取したところ、被害者の母から申込みがあったが、具体的な症状等を聞かないままに、被害者の脳に障害があり対応に危惧があったという理由により、当該申込みを断ったことが判明した。

そこで法務局は、当該音楽教室の責任者に対し、本件行為は、合理的理由のない拒否に当たり、今後同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。(措置:「説示」)

<平成26年>

精神障害を理由とするスポーツクラブの入会拒否

申告者がスポーツクラブに入会申込をしたところ、精神障害を理由に入会を拒否されたとの申告を受け、調査を開始した事案である。

法務局が事情を確認したところ、スポーツクラブ側からは、精神障害がある方については、受入れ体制が整っていないことなどから、一律に入会を拒否しているとの説明があった。

そこで法務局が、専門医の意見等をスポーツクラブ側に提示の上、精神障害を理由に一律に入会拒否することについての人権上の問題を指摘し、再考を促した結果、スポーツクラブ側は方針を改め、個別の事情を考慮して入会の可否を判断する取扱いに変更した。(措置:「援助」)